

私たちは、製造物責任法（PL 法）が 1995 年 7 月 1 日に制定されたことを記念して、毎年 7 月 1 日に製品安全に関する報告会を開催しています



ネット社会進展で製品安全規制はこう変わる

～知っておこう、

今国会で製品安全関連 4 法律の改正

子どもの安全についても新規制が～



【日時】 **7 月 1 日**（月）14 時 00 分～16 時 30 分
〔Zoom 活用のオンライン参加・実会場参加 ハイブリッド開催〕

インターネット取引の拡大で、国内外の事業者がオンラインモール等を通じて、消費者に製品を販売する機会が増えていますが、製品の安全性に責任を持つべき国内の製造・輸入事業者がいないことが課題になっています。また玩具などの子ども用品の安全性が確認できない製品に規制がないこともあり、製品安全に関する行政規制の在り方の見直しを行い、「消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律案」が今国会（6 月 19 日）で成立しました。

今年の報告会では、国内の製品安全の取り組み状況について、法律の視点や現場からの報告をいただきます。ご参加お待ちしております。

【報告内容】

- ①「消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律」（経済産業省 製品安全課長補佐 佐藤貴幸さん）
- ②子どもの安全確保のために（NPO 法人 Safe Kids Japan 理事西田佳史さん）
- ③ネット事業から見た製品安全（LINE ヤフー株式会社 ガバナンスグループ政策企画統括本部政策企画本部コマース部/メディア部 津田要さん）

ほか、「製品安全誓約」の取り組みについても報告いただく予定です。

**参加費
無料です**

【参加費】 無料

【定員】 200 人 ※事前申し込みが必要です。定員になり次第締め切ります。

【最終締め切り】 6 月 27 日（木）

【申し込み】 ① Google フォーム <https://forms.gle/jvRaCsNbHuicEPPJ8>

② 事務局に申し込み yukiko.ooide@shodanren.gr.jp（大出）

参加ご希望の方は、①または②で、「団体に所属の方は団体名、お名前、メールアドレス、電話番号、参加方法(オンライン・実会場参加)」を記入の上、必ず事前にお申込みください。
※実会場参加をお申し込みの方には、会場（四ツ谷）のご案内を差し上げます。

Zoom 会議の詳細は、学習会前までに申し込みの方にご連絡いたします。

〔参加用 URL〕は登録された方限りとさせていただきます他の方への転送はできません。

いただいた個人情報はこの学習会のみ利用させていただきます。

◆製造物責任法（PL 法）とは

製造物の欠陥により人の生命、身体又は財産に係る被害が生じた場合に、被害者は製造業者等に損害賠償を求めることができる法律で、1995 年 7 月 1 日に施行されました。